

第13章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

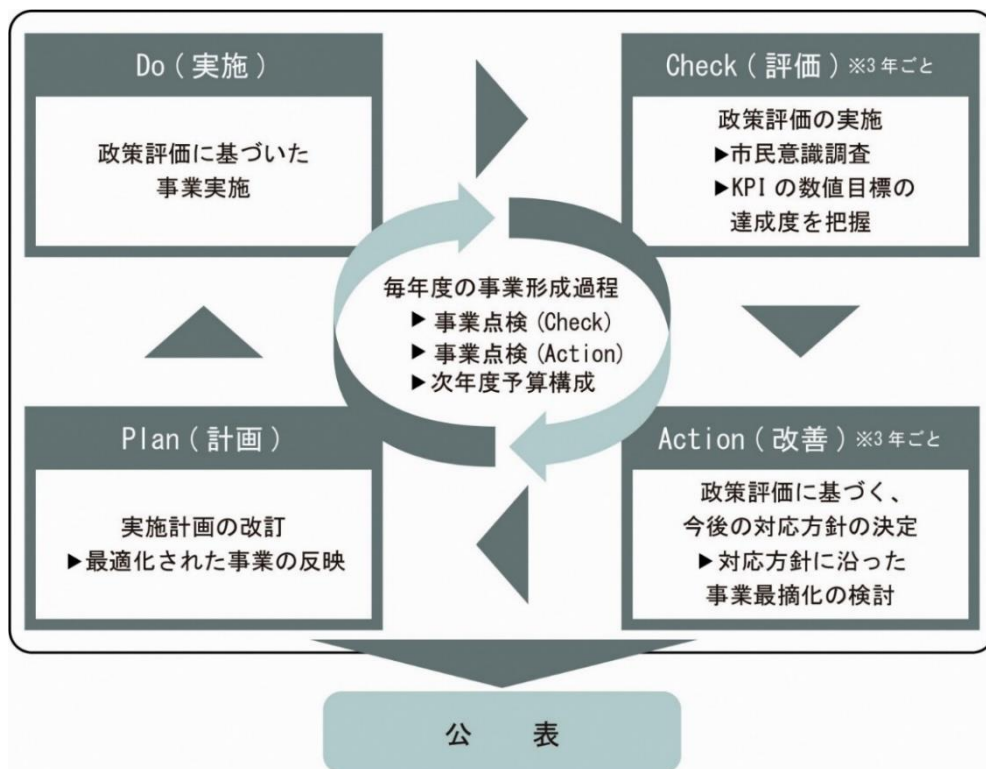
本計画区域における一体的な保存、活用、整備については、本市全体の課題であり、関係機関の連携のもと一体となって推進する必要がある。そのため、本計画内容の実現に向けた各事業については、計画的かつ確実な実施が求められることから、適切な進行管理を行っていく。

経過観察の方向性として施策の計画的な実施を把握するとともに、施策の実施による地域住民や市民らの姫路城に対する意識の変化、見学者の動向等の変化についても観察していく。

第2節 経過観察の方法

本計画に掲げる主要な施策、事業を効率的かつ効果的に推進するため、人材や財源など限られた資源を有効に活用する都市経営の視点から、総合計画実施計画の PDCA サイクルに準じて、継続的に施策等の最適化を図る。特に、第12章第1節に掲げる施策の実施計画については、令和7年度（2025）から16年度（2034）までの10年間に実施または着手するもの、及び検討を行うものとして、行政経営の視点に基づき、継続的に進行管理を行う。

また、モニタリング等により地域住民等の意識の醸成状況、動向を把握するとともに、今後の経済、社会情勢の変化に対応しながら姫路城のある歴史文化的空間を構築していくため、「特別史跡姫路城跡整備基本構想」及び本計画の示す根幹を維持しながら、定期的に見直しを続けていく。



図：総合計画におけるPDCAサイクル概要図

